

日朝会談と対日請求権交渉の変化過程の分析

——「経済協力＋国家補償」方式の形成過程を中心に——

李 泳 采

- 一 はじめに
- 二 日朝会談と「賠償」問題の台頭
- 三 「賠償要求」から「補償要求」へ
- 四 「経済協力＋国家補償」の方式へ
- 五 結 論

一 はじめに

戦後日朝関係を考慮するとき、二〇〇二年九月一七日は画期的な日であった。「抗日国家」を標榜してきた北朝鮮の最高指導者と、その敵国である日本の首相が戦後初めて会談するというその事実だけでも驚くべき事件であった。ところが、もっと驚いたのは、抗日国家の正統性を何より重要視してきた北朝鮮の最高指導者が、みずから敵国が要求していた日本人拉致を認めて、植民地支配の問題を補償なき経済協力方式で受け入れたことであ

る。

日本は「連合国の賠償放棄、二カ国協議による財産請求権の解決」が盛り込まれたサンフランシスコ講和条約によって過去清算をしてきたので、北朝鮮に対してもその整合性を実現しようとした。しかし、北朝鮮は条約の署名国ではなく交戦国であることを強調しながら、日本とは独自に講和条約を締結しようとしたのである。抗日武装闘争の伝統に立つ国柄を考慮すれば、北朝鮮が対日請求権問題を「国家賠償」の問題として要求したのは当然であった。

北朝鮮は、一九六五年日韓基本条約を「売国的な第二の乙巳条約」であり、「日本帝国主義の経済的植民地政策だ」と強烈に批判していた。一九九二年に始まった日朝国交正常化交渉でも、日本とは交戦国であり、植民地支配に対しては「謝罪・賠償・補償」を強く要求していた。韓国の学界と市民社会でさえ、日朝国交正常化交渉における北朝鮮の対日請求権交渉に臨む姿勢を見ながら、日韓条約の再交渉を日本政府に要求すべきだという主張が台頭するほどであった。

しかし、二〇〇二年の九・一七平壤宣言で、最高指導者自らが、抗日国家の正統性に基づく長年の主張とは反する実利的な選択をしたのである。それは、北朝鮮が国家正統性を遵守することよりも、「経済実利」を優先する新しい戦略を採用していることを如実に見せてくれたといえよう。

日朝の間では、九・一七平壤宣言で、経済協力方式による対日請求権の解決の合意は得られているはずであるが、北朝鮮は二〇〇四年の対日特別声明発表以降、日朝交渉の場で日本の「謝罪と補償」を改めて強く要求している。北朝鮮が対日請求権交渉の方式として改めて「謝罪と補償」を強く要求しているその背景と狙いはどこにあるのだろうか？ 北朝鮮は冷戦時代から現在に至るまで、対日請求権交渉における「賠償」「補償」「経済協力」方式をどう理解して戦術的に使用してきたのか？ 経済協力方式に決着した請求権交渉戦略は、一連の連統

的な政策過程で変化してきたのか、それとも断絶的で臨機応変な政策判断で決まったのであろうか？

上述したように、二〇〇二年九月の日朝首脳会談を通じて、北朝鮮が対日請求権交渉を「経済協力」方式で解決しようとしたことはよく知られている。だが、従来の「国家賠償」の要求がどうやって「補償」「経済協力」方式へ変わっていったのか、北朝鮮側のその認識変化の過程と背景に関して具体的に分析した研究はほとんどない。

この論文は上述した問題意識に基づいて、北朝鮮の対日接近政策が目立っていた一九五〇年代、七〇年代、九〇年代、二〇〇〇年代を中心に、北朝鮮の対日請求権交渉の変化過程を分析するものである。また、北朝鮮の対日請求権要求が国家賠償、補償、経済協力方式、そして個人請求権を認めず国家がそれを代行しようとするいわゆる「国家補償」方式へと変わっていったその背景と原因を分析して、今後の日朝交渉において、北朝鮮の対日請求権交渉がどう展開されていくのか予測を試みるのが、その目的である。

二 日韓会談と「賠償」問題の台頭

(一) 五五年対日接近と「賠償・補償」問題の認識

日本は一九五一年サンフランシスコ講和条約によって独立国家となった。講和条約に調印した国家は四九カ国にのぼったが、韓国と北朝鮮はどちらもこの会議に招待されなかったため、日本の植民地支配に対する請求権を行使することができなかった。朝鮮半島は日本との交戦国ではなかったという日本側の主張をアメリカが受け入れたからである。また、サンフランシスコ講和条約は、「コリア」という国家が朝鮮半島に存在する二つの国家である韓国と北朝鮮のどちらを指すのか明確に規定していなかった。南北のどちらも講和条約締結の当事国から

排除されたことで、日本が主権を回復して朝鮮半島との関係を結ぶとき、南北のどちらを選択するかという新しい問題を発生させるものであった。⁽¹⁾

しかし、日本は戦後朝鮮半島との関係回復交渉において、韓国をそのパートナーに選択した。一九五一年一月に開催された第一二回臨時国会（一九五一年一月二〇日）の「平和条約及び日米安保条約特別委員会」で、「日本が朝鮮の独立を承認するということはどんな形の承認なのか？」という野党側の質問に対して、当時西村条約局長は「二つの政府の中でどっちを正統政府にするかしないかは日本が自主独立国として決めれば良い問題だ。もちろん日本は国連総会とその以外の該当機関によって正統政府として承認を獲得した韓国政府を選ぶ方針には間違いない」と答えた。⁽²⁾ 韓国はアメリカの支援の下で、国連によって朝鮮半島での唯一正統政府として承認を受けていたし、日本の独立もアメリカの支援の下で行われていたので、日本が韓国を対象国として選定したことは当然だったかもしれない。

しかし、日本が一九五〇年代当時から韓国を朝鮮半島における唯一の正統政府として承認したからと言って、韓国の李承晩政権のように、北朝鮮を不法で傀儡的な性格の集団としてだけ認識していたわけではなかった。日本は朝鮮半島全体との関係回復のために、北朝鮮に存在する金日成政権を事実上の政治的実体として認めざるを得ない政治状況にあったからである。

例えば日韓会談の最中、一九六〇年一月二日池田首相は、衆議院本会議で「国際連合監視のもとに行なわれた政府を正統なものと見るということに一応相なっております。従いまして、われわれは、この韓国政府を相手にしておりますが、事実問題として、三十八度線の以北に別の政府があることは頭に置いて交渉をいたしておるのであります」と発言した。⁽³⁾ これは日本政府が四八年に朝鮮半島で二つの政府が樹立した以後も、北朝鮮を朝鮮半島の唯一の合法政府ではないが、政治的実体を持つ交渉相手であることを認めていたことを反映し

ている。日本のこのような朝鮮半島に対する「二重」の立場を積極的に活用したのは、むしろ北朝鮮であった。解放直後、北朝鮮は体制の内部整備に専念したので、日本の存在は過去「植民地の残滓」清算の対象として位置づけられた。四六年三月、北朝鮮の臨時人民委員会は「二〇ヶ条政綱」を発表し、最も優先される事業として「日帝残滓の剔抉」を発表した。そして四八年九月、金日成は「朝鮮民主主義人民共和国政府の政綱」で日本軍国主義の再生に対する警戒と対日敵対政策が優先的に展開されることを主張した。⁽⁴⁾

北朝鮮が日本に対する敵対政策を転換したのは、朝鮮戦争以後、戦後復旧の時期であった。一九五五年、北朝鮮の南日外務相は、対日声明を発表して、韓国より先に日本との関係改善を要求してきた。当時、ソ連からの自立を考え始めていた北朝鮮にとって、新たな西欧国家からの援助を期待していたのが、対日接近の主な理由であった。したがって、日朝関係改善を呼びかけた南日声明の内容には、貿易協定の締結及び交流増進による国交正常化の要求が盛り込まれていた。しかし、対日請求権交渉と関連した「賠償・補償」への言及は一切なかった。⁽⁵⁾

北朝鮮は、政府樹立から五〇年代半ばまで、対日政策を展開する過程において、日本の再軍備と軍国主義の復活に対する警戒、在日朝鮮人の差別及び法的地位問題は言及したが、植民地支配に対する賠償及び補償問題に具体的に言及したことはない。これは、北朝鮮が政権樹立直後の「対日残滓清算」というレトリックとは異なり、韓国政府との合法性をめぐる競争や北朝鮮の経済回復のための支援国という実質的な側面から日本に対する接近政策を実施していたからであろう。北朝鮮が対日請求権を具体的に認識し始めたのは、日韓会談が始まった頃からである。

(二) 日韓国交正常化交渉と「賠償」放棄への批判

朝鮮半島で日本の植民地支配に対する「賠償」を強力に要求したのは李承晩政権であった。李承晩政権の下で

行われた日韓国交正常化交渉の第一―四次会談で、韓国側の基本原則は植民地時代に対する日本の明確な立場の要求であった。李承晩大統領が絶対譲れない条件として打ち出したのは、日本の植民地統治に対する明確な反省と謝罪であった。⁽⁶⁾ 李承晩政権は植民地支配に対する日本の国民的反省と謝罪なしには、請求権、平和線（李ライン）、国交正常化などそのいずれも解決することができないと断固たる態度をとっていた。

しかし李承晩政権が崩壊して、民主党の張勉政権が登場してから始まった第五次会談（一九六〇年一月二十五日）で、韓国側は日本の植民地支配に対する責任追及を徐々に曖昧にしていく。第五次会談の第九次一般請求権小委（一九六一年四月六日）で日本側の吉田信邦委員は「韓国は日本に対する交戦国も平和条約の署名国でもなく、また同条約第一四条の利益を受けるという立場にいないのもないので、日本に対する賠償請求の権利がないことは言うまでもない」と日本の基本立場を確認している。日本側は、韓国が戦争対象国や条約署名当事国ではないので、賠償請求の対象国にはなれないという一貫した主張である。

これに対して韓国側の代表は、四月一二日の第一〇次一般請求権小委の会談で、韓国が請求している八項目⁽⁷⁾は「賠償の性格のものではなく、返還の性格を持っているもの」と規定することで、日本側の論理に同調する態度を見せている。そして張勉政権は日本が提示した請求権問題の解決を「経済協力の名目」で「有償、無償の形」で支払うことに同意してしまっ⁽⁸⁾た。これが結局、六一年朴正熙軍事政権の登場以後、「両国間の経済協力を増進」させるという名目の下、無償三億ドル、有償二億ドル、民間一億ドルで請求権を解決する基盤となったのである。一方、北朝鮮は日韓会談を当然強く批判していた。しかし、北朝鮮は日韓会談が植民地支配の清算の場ではなく、日本の植民地支配の延長と北東アジアの軍事同盟の形成を意図したものという認識のほうが強かった。北朝鮮は一九六五年二月二五日、外務省声明を通じて、「日本は「南朝鮮各地に領事館を設置し、多くの商社や宗教団体などにいたるまで、いろいろな名目の看板にかくれて侵略の前哨基地網をクモの巣のように張りめぐらす」

と述べ、「南朝鮮は、事実上、日本帝国主義の植民地に再び転落」し、「アメリカ帝国主義と日本帝国主義の二重の植民地と化する危険」にさらされるようになったと批判している。⁽⁹⁾ また、日韓基本条約の仮調印により「侵略的な『東北アジア軍事同盟』の結成がいまや決定的な完成の段階に近づいた」と主張した。

北朝鮮側は、日本の植民地支配の過去清算問題に関して、「日本は、過去の罪悪行為に対する贖罪の責任をとるところか、旧条約同様南朝鮮に勝手気ままに出入りし植民地支配の特権的基盤をきずく可能性が保障された」と述べながら、日韓基本条約は、本質上は一九〇五年の「乙巳保護条約」及び一九一〇年の「日韓合併に関する条約」のような極悪売国文書だと強く批判した。⁽¹⁰⁾

当時、請求権問題に関しては、最高人民会議第三期第四回会議（五月二〇～二四日）で朴成哲外相が「全民族が団結して犯罪的韓日会談を粉砕することについて」の長い報告を行った。朴外相は日韓会談で取り扱われているもつとも重要な問題のひとつは、いわゆる「財産請求権」問題であると指摘しながら、この問題は「日本帝国主義が朝鮮人民におよぼしたすべての人的、物的被害に対する朝鮮人民の対日賠償請求権問題だ」と主張している。しかし、それが「請求権」「借款」「援助」「経済協力」へと変質し、日本は賠償を実施するのではなく、「かえって二重の利益」を得ることになっていると指摘していた。⁽¹¹⁾ 最後に、朴外相は「朝鮮人民の対日賠償請求権問題は、全朝鮮人民の民族的利害と関連している問題であって、絶対に地域的に分離して解決することはできない問題」だと結論づけている。⁽¹²⁾

金日成も日本の記者団との会見で日韓会談の軍事的性格や売国的な性格を述べながら、日本との植民地処理は「統一されてから解決すべき」問題であると主張している。⁽¹³⁾

要するに、北朝鮮は日韓交渉で植民地支配の清算問題が「賠償」から「請求権」へとかわっている側面を指摘しているものの、日韓会談を主には日米韓の軍事同盟として過剰に認識する傾向が強かった。その結果、日韓会

談による韓国経済への経済効果を判断して対応する代わりに軍事態勢を強化していく方向へと変わっていった。

一九六二年一二月の朝鮮労働党中央委員会総会では、それまでの経済計画を修正する「国防建設と経済建設の並進」の方針が採択され、「四大軍事路線」（全人民の武装化、全土の要塞化、全軍隊の幹部化、全軍隊の現代化）が提示された。また、一九六四年二月の朝鮮労働党中央委員会総会では、「三大革命力量強化論」（北朝鮮の革命力量、南朝鮮の革命力量および国際的的革命力量の強化）が採択され、金日成が南朝鮮の革命力量に大きな期待をかけていることを表明した。そのために、一九六七年五月以後、「北朝鮮の革命力量」による「南朝鮮革命」の試み、すなわち武装遊撃隊の韓国浸透が行われたのである。

一方、五五年から「共存」の可能性を模索した北朝鮮の対日政策は、この時期から急速に「解放」を目的とする対南政策と一本化せざるを得なかった。⁽¹⁴⁾ 韓国と先に国交を結んだ日本は、北朝鮮にとって「日本軍国主義の復活」であり、日本にいる在日朝鮮人や革新勢力に対して、それとの闘いを訴えている。またこの時期には、在日朝鮮人に対しても、北朝鮮への帰国運動よりも日本に残ったの革命的闘争を行うことを要求していた。要するに、日韓国交正常化以降、北朝鮮にとって日本は、「アメリカ帝国主義の走狗」以上のものではなかったのである。

(三) 日韓条約の認定と「賠償の放棄」

一九七〇年代初め、米中和解と日中国交正常化による緊張緩和の国際情勢の変化は、北朝鮮をして、敵対的な対日政策と植民地支配に対する請求権への認識を大きく転換させるきっかけとなった。北朝鮮は一九七一年九月、『朝日新聞』を選択し、対日関係正常化の意志を表明した。そして、翌年一月一〇日、金日成は『読売新聞』代表団と会見し、「国交正常化すれば、韓日条約は自然に取消されてしまっただろう」と述べ、⁽¹⁵⁾ 日韓条約が日朝関係改善の交渉における「入口論」から「出口論」に変わったことを暗示した。また、同年九月八日、朴成哲第二副

首相は、南北赤十字会談取材のため訪朝していた日本人記者に対して、「韓国との外交関係をそのままにして、日本が共和国との国交を樹立し得ること、そのことがえって朝鮮の自主的平和統一に寄与する」との所信を明らかにした。

同年九月一七日、ついに金日成は毎日新聞との談話⁽¹⁶⁾で、日韓条約廃棄を要求せず、日本が韓国への「一辺倒政策を避け」、南北朝鮮双方に対する「均等な政策」を実施することを要求した。これは、北朝鮮が朝鮮半島における唯一の正統性ある政府である従来の主張を撤回し、対外的に「二つの朝鮮」の可能性を暗示した大きな立場の変化であった。要するに、この時点からすでに北朝鮮は日本に対して朝鮮半島で唯一の政府としての「絶対的正統性」を追求する立場から、南北「均等政策」を要求する、「相対的正統性」を追求する立場へと変わったと言える。⁽¹⁷⁾

しかし、これには日本との経済交流の拡大を目的とした実利的な理由があった。六五年、日韓国交正常化以降、日本の韓国への経済援助は急激に増え、日韓貿易量は日朝貿易量よりはるか上廻りに伸びていった。北朝鮮は当時、日本の韓国への経済援助を経済的な侵略による「新植民地」といい、韓国経済の対日従属性を辛辣に批判しながらも、北朝鮮の正統性の強化にそれを利用した。しかし、七一年の南北赤十字会談と翌年の南北当局者会談などを通じて確認された南側の経済発展は目覚ましいものであり、北朝鮮の南経済に対する警戒心は高まることとなる。

当時、北朝鮮では中ソ対立のため順調ではなかった七ヶ年計画が終わり、引き続いて一九七一年から経済六ヶ年計画を実施する状況であった。動員可能な内部資源の限界に直面した北朝鮮としては、日本からの経済投資と援助に期待しており、日朝関係改善による日朝経済交流の拡大を真剣に追求していたのである。⁽¹⁸⁾

このように七〇年代初頭の米中和解と日中国交正常化を背景に、北朝鮮は日本との経済交流の拡大による日朝

国交正常化路線を再び打ち出した。さらに今度は、金日成は七三年二月二日、東京新聞編集局長との会見で、「日本国民に過去の償いを要求しない」とまで述べ、植民地支配の請求権を自ら「放棄」することで、日朝国交正常化実現への意志を見せている。この当時、金日成の請求権の放棄の発言は、日朝基本条約における日韓条約との整合性を考えたというより、日中国交正常化交渉で、中国側の請求権放棄が直接影響していると見られる。これによって、日本側の政治選択のハードルは低くなったものの、七〇年代の日朝関係改善は北朝鮮の狙い通りには進展しなかった。領土問題と日米安保条約の困難な問題を棚上げにしてまで日ソ国交正常化と日中国交正常化を成し遂げた日本であったが、日朝国交正常化には「慎重」な姿勢をみせた。それは、「先国交正常化」を狙った北朝鮮の戦略とは異なり、日本側は国際情勢の推移、南北対話の進展などをみながら、段階的な関係改善を求めたからである。

また、日本は日米安保条約と日韓国交正常化による「日・米・韓」の三角同盟関係の中で制約されていたので、「南北同時国連加盟」あるいは「中ソと日米による南北交差承認」という最低の条件なしには、北朝鮮との国交正常化を認めることができなかった。金日成はこのような日本の態度を「非主体的な」姿勢であると批判し、七三年の後半以降、早期の日朝国交正常化にはあまり期待をせず、北朝鮮当局は再び日韓基本条約の無効を主張する立場に戻るようになった。⁽¹⁹⁾

しかし、北朝鮮はこの時期対日外交において、植民地支配の対日請求権を放棄した事実があることから、それは、九〇年代以降の日朝国交正常化交渉で請求権の放棄と「経済協力方式」による日朝国交正常化の可能性を暗示するものとなったと言える。

三 「賠償要求」から「補償要求」へ

(一) 三党共同宣言と「国家賠償」の放棄

一九九〇年九月、金丸の訪朝と三党共同宣言（自由民主党、日本社会党、朝鮮労働党）で始まった日朝国交正常化交渉は、北朝鮮の対日政策と対日請求権交渉の基調を画期的に転換させた重要なきっかけであった。冷戦期、日朝関係は共産党、社会党及び公明党を中心にした野党外交と、超党派の議員外交、または総連を中心にした在日団体及び日朝友好団体による国交正常化促進運動の形で展開されてきた。しかし、九〇年の三党共同宣言以後、日朝間には初めて政府間交渉が開始され、二〇〇二年と二〇〇四年には両国の最高責任者による首脳会談の形態で日朝交渉は発展した。

九〇年三党共同宣言以後、日朝両国は一九九一年から二年間、合計八回にわたって国交正常化のための政府間交渉を行った。しかし、北朝鮮の核開発疑惑と日本人拉致問題が浮上したことで、日朝交渉は途中で決裂してしまった。以後二〇〇〇年の南北首脳会談と二〇〇二年および二〇〇四年の日朝首脳会談をきっかけに日朝交渉が再開されたが、日本人拉致問題と北朝鮮核問題をめぐる日朝間の認識の差を埋めることはできず、決裂したまま現在にいたっている。

日朝間の請求権交渉に対する具体的な交渉は、すでに九〇年三党共同宣言の中にある程度反映されていた。九〇年三党共同宣言は、第一項で「三党は過去に日本が三六年間朝鮮人民に与えた大きな不幸と災難、戦後四五年間朝鮮人民が受けた損失について、朝鮮民主主義人民共和国に対し、公式的に謝罪を行い十分に償うべきであると認める」と規定している。⁽²⁰⁾これは北朝鮮の対日要求と直接関連を持つ基本関係問題と、財産請求権問題に対するその範囲を定めている点でとても重要である。

両国の基本関係問題で、三党共同宣言という形ではあったが、日本政府が韓国を対象に行ってきた過去の反省の発言が北朝鮮に向けても初めて発せられたという点でとても意味があった。そして、請求権の範囲において、戦後四五年間にわたる朝鮮半島分断の悲劇が、戦前の日本の植民地支配の延長線上にあることを日本当局者たちに認識させたという点でも、その意味は非常に大きいものであった。しかし、もっと綿密に分析してみると、北朝鮮は三党共同宣言で、従来主張して来た「国家賠償」の原則をすでに放棄して、「補償」という言葉に合意していることが分かる。

九一年から始まった日朝政府間交渉の第一次会談で、北朝鮮は「国家賠償」を要求している。しかし、それは政府間交渉を有利にするための形式的な言葉に過ぎなかった。なぜなら三党共同宣言ですでに北朝鮮は国家賠償の原則を撤回していたからである。その問題を補うために北朝鮮は「戦後四五年間朝鮮人民が受けた損失について」日本の補償という条項を挿入している。国家賠償の放棄によって、補償の金額が少なくなることに對しての補完でもあったと見られる。一方で、この「一九四五年以降の補償」を求める主張には、「個人請求権」に基づく「戦後補償」の発想があったとは思われない。この時期、韓国では「日本軍」慰安婦問題及び強制動員に對する個人補償を要求する裁判が始まっていたが、北朝鮮はその個人補償の要求に對しては黙っていたからである。

ところが、植民地支配に對する対日請求権の性格と四五年以降の補償問題をめぐっては、日本政府内で批判をよび、日本国内の世論を悪化させる原因ともなった。北朝鮮の対日請求権認識は、日本国内の状況を考慮するよりは、抗日国家の正統性に基づく北朝鮮社会の内部論理を反映させる形で主張されていたので、その実現には限界があったと言える。

(二) 補償の基準と範囲の問題

九一年一月から始まった日朝交渉で、両国は基本関係問題から対立していた。第一に、朝鮮半島における北朝鮮の「管轄権」をめぐる対立である。それは、北朝鮮の対日請求権に対する法的管轄権の範囲をめぐる問題であった。日本側は日韓関係の整合性を確保するという面から、北朝鮮の管轄権の範囲を休戦線以北に明確に規定しなければならぬと主張した。これに対して北朝鮮側は「朝鮮は一つだ」という立場で、分断国家を認める表現を避けようとした。すなわち「朝鮮は一つであり、平和的に統一されなければならない」という前提がなければならないと主張していた。

ところが、北朝鮮は国交正常化交渉の第二次会談のとき、『労働新聞』を通じて「二つの国家が国交を正常化する時、お互い主権を認めれば、管轄権を問う必要はない」と主張しながら、管轄権の問題に柔軟な姿勢変化の可能性を見せた。そして、第三次会談で、北朝鮮は、「朝鮮は一つであり、我々は平和的な統一に全力を尽くす」と言いながら、「望ましい現実ではないが、わが主権は朝鮮半島の半分しか至らない」と認めた。⁽²¹⁾さらに、第五次会談では北朝鮮の管轄範囲が「軍事境界線以北」であると具体的に明示した。⁽²²⁾一九九一年五月、国連同時加盟と同年一二月、南北基本合意書が採択された現実を反映したものであると見られる。これをもって、北朝鮮は、賠償交渉は「地域的に分離することができない」ので、「統一以降に」という従来の立場を公式的にあきらめたことになった。

第二に、サンフランシスコ講和条約に対する両国の立場の対立である。これは補償と請求権問題を区別する重要な法的基準に対する認識の問題でもあった。日本はサンフランシスコ講和条約を両国関係を考える基礎にしなければならぬという立場である。一方北朝鮮は、同条約の締結国ではないので、同条約とは関係なく両国関係を論議しなければならないという立場である。

日本側としては日朝関係正常化は講和条約の第四条で規定している財産請求権によって朝鮮半島の「残り半

分」の課題を解決することであるという認識をしている。一方北朝鮮側は、サンフランシスコ講和条約は北朝鮮が日本と交戦関係にあったという事実を否認しているので、日朝関係の基礎になれないと考えている。すなわち北朝鮮は、日朝交渉は戦勝国と敗戦国の関係に基づいて論議されなければならないと主張している。

この問題は、日本の植民地支配に対する歴史認識の問題とも直結していた。一九九一年一月三〇日の第一次交渉で、北朝鮮の田仁徹外交部長は、日本が過去に朝鮮人民に加えた災難と損失に対する文書上の公式謝罪を要求すると同時に、「一九一〇年日韓併合条約をはじめ日本が旧朝鮮に強要したすべての条約と協定が無効であることを宣言しなければならない」と主張した。すなわち北朝鮮は日本の朝鮮支配を規定した一連の旧条約が基本的に「不法で無効だ」という立場を明確に要求していたのである。

これに対して日本側は、一九九一年三月一日の第二次交渉で、日韓併合条約を含めた旧条約は「もういまま無効」になったが、当時は合法的に締結、実施されたという「日韓会談」での立場と同様の主張をして、北朝鮮の主張に正面から反駁した。北朝鮮の管轄権の問題と旧条約の無効時点に対する認識の対立は、対日請求権交渉問題の核心的課題でもある。

(三) 「補償」要求をめぐる日朝の攻防

日朝交渉の議題の中で、過去の植民地支配に対する物質的補償を扱っているのは、第二議題の「経済的問題」である。この議題で北朝鮮は日本に対して三つの要求を提起している。第一に、日本と朝鮮は事実上の交戦状態にあったし、日本の敗戦によって朝鮮は解放されたので、日本は北朝鮮に対して戦争賠償を支払うこと、第二に、日本の朝鮮植民地支配は、朝鮮人民に莫大な損失と災難をもたらしたので、日本はこれに相応する補償を支払うこと、第三に、日本は戦後四五年以降にも、北朝鮮に対して敵対的な政策を実施してきたので、その結果によっ

て北朝鮮が受けた被害と損失に対しても適切な補償を支払わなければならないこと。⁽²³⁾

このような北朝鮮の主張に対して日本側は全面的に否定した。日本側は日韓併合条約とそれ以前に締結された日本と朝鮮の間の一連の条約と協定は、合法的に締結され実施されたものであり、日本と朝鮮は戦争状態にはなかったと主張した。日本は、当時朝鮮半島には主権国家が存在していなかったし、金日成のバルチザン部隊は独立した部隊ではなく、中国共産党の東北人民革命軍の一部として、主に中国東北地方で活動していたに過ぎないと主張した。また日本は、戦後四五年以降にも、国交が樹立されなかったことは東西冷戦の最中、激しい朝鮮半島の情勢と北朝鮮の政策の影響でもあり、日本が戦後の空白時期と関連して償う義務はない。三党共同宣言は政党内の合意に過ぎず、日本政府がその宣言に拘束されるわけではないという立場を明らかにしたのである。⁽²⁴⁾

物質的補償分野で、日本側が北朝鮮に提供しなければならないと認めたのは、財産請求権部分であった。サンフランシスコ講和条約の第四条で規定している財産請求権の問題、すなわち日本と朝鮮の領土分離過程で解決されなければならないかった財産、請求権の処理が未解決状態のまま残っているのを、これを国交交渉を通じて解決しなければならないという立場である。日本が支払わなければならないと認めた財産請求権は、朝鮮人が持っていた年金証書、有価証券、郵便貯金などと、徴兵、徴用で連行された人々に対する未払い賃金などである。しかし、日本はこの部分の財産請求権に対しても、日韓交渉で主張していたように、事実関係を裏付ける客観的資料の提出がある場合に限って、それに応じることができると主張した。

北朝鮮側は財産請求権の性格を、植民地支配による被害と損失に対する補償の概念として解釈していたので、日本側と認識の差が縮まることはなかった。また財産請求権を裏付ける物的資料に対しても、結局日本側が提供しなければならぬから、北朝鮮としては有利な立場ではなかった。この時期に注目すべきことは、北朝鮮は日本軍隊慰安婦及び強制連行などのいわゆる「戦後補償」の課題を日朝交渉で提案していたことである。北朝鮮は

植民地時代の未解決問題を打ち出すことで、対日請求権交渉の優位を占めようとしたとみられる。一方で日本側は、北朝鮮のこのような補償要求の攻勢に対して、核問題と日本人拉致問題を提起することで北朝鮮の主張を弱体化させようとしたとみられる。

(四) 「戦後補償」要求から「経済協力方式」へ

1 日本軍慰安婦問題と日本人拉致問題

九〇年九月に三党共同宣言が発表され、翌年一月三〇日から第一次日朝政府間交渉が始まった頃、日韓の間には、戦後初めて「日本軍」慰安婦問題が公式的に浮上し、日本の植民地支配に対する補償問題は新しい段階を迎えていた。⁽²⁵⁾

日本側が植民地支配の不法性と請求権問題の解決方法として補償方式を認めない立場を固めると、北朝鮮は南北共助で「日本軍」慰安婦問題を日本政府に要求し始めた。⁽²⁶⁾ 九二年二月二〇日には北朝鮮の延亨默首相は、第六回南北首相会談の席で「南北が慰安婦問題で共同で対処するならば日本としても謝罪と補償の義務を回避することが難しいだろう」と述べ、戦後補償問題を持ち出し日朝交渉に間接的に影響力を行使しようとした。

また、国交交渉の中でも、日本に「補償」を認めさせる道具として慰安婦問題を公式的に突きつけている。九二年一月三〇日、第六次日朝交渉のとき、日本側代表団の中平立・日朝交渉担当大使の冒頭発言を受けて北朝鮮代表団の田仁徹外務次官は、日本の姿勢を「加害者としての反省的な立場でなく、過去を覆い隠して歴史的な責任から逃れようとする態度だ」と批判した。そして、日本軍慰安婦問題を取り上げて、「この極悪非道な蛮行を『合法的』で『正当』な行為というのだろうか」と非難しながら、謝罪と補償を強く求めた。⁽²⁷⁾ 「財産・請求権の問題」として植民地支配問題を処理しようとする日本側に対して、北朝鮮は戦後補償問題を持ち出し、謝罪の意が

定められた「補償」を認めさせようとしたのである。

日本側は、日本軍慰安婦問題に対しては「現在、真相解明中であり、誠心誠意、調査している」と説明すると同時に、逆に同じ人道問題として大韓航空機事件（一九八七年）の金賢姫元死刑囚の日本語教育係「李恩恵」の消息調査を要求してきた。⁽²⁸⁾これに対して北朝鮮代表団の副団長李三魯大使が「李恩恵は存在しないが、従軍慰安婦は実際に存在する問題だ。真相を明らかにし、謝罪・補償するよう提起したい」と反発している。

北朝鮮は戦後補償問題を日朝政府間交渉に打ち出すと同時に、国内外でもこの問題を取り上げる行動に積極的であった。国内では、九二年八月「慰安婦対策委員会」が発足された。そして、北朝鮮は、慰安婦の証言の公開や調査、南北及び北京での民間レベルの国際会議、国連人権委員会での対日本非難決議文の採択など積極的な連帯行動をとり、日本の植民地支配の非人道的な性格を暴露しようとした。しかし、北朝鮮が日本軍慰安婦問題で日本側を攻めれば攻めるほど、「補償」を認めようというしない日本側は、それへの対抗策として「日本人拉致」問題を強く提案する状況を作ってしまったのである。結局「日本軍慰安婦問題」と「日本人拉致問題」は、日朝両国において国家の正当性をはかる問題として対立するようになったのである。

2 強制連行問題と日本人妻の里帰り問題

北朝鮮は日本軍慰安婦問題だけでなく、強制連行の問題も対日補償を要求するための戦後補償問題として提起した。日本政府は九〇年八月七日、韓国政府から提出要請を受けていた戦前・戦中の朝鮮人徴用者（強制連行）の名簿調査についてその概要を発表した。それによると、政府・地方自治体関係機関や民間名簿として保存されていたのは総計七万九千五百七十八人だった。⁽²⁹⁾朝鮮人強制連行が約七〇万人に上るとも言われているが、そのうち約一割の名簿が明らかになったのである。その名簿には北朝鮮の関係者も含まれていた。

九二年二月一日、第六回日朝交渉で、北朝鮮代表団長・田仁徹外務次官は、植民地時代の補償要求に関連して「従軍慰安婦問題はもちろん、強制連行された人の被害についての補償は、南朝鮮人民に対しても当然しなければならぬ」と主張し、韓国との共助による対日補償要求の考えを明らかにしていた⁽³⁰⁾。

北朝鮮は、同年八月に「朝鮮人強制連行真相調査団」の全国の連絡協議会（団長・市川福平・社会党県本部委員長代行）による現地調査を許可した。また同団体の代表が国連人権委員会で「強制連行は日本が批准しているILO条約などに違反した行為だ」と訴えると、北朝鮮は国連人権委員会での本格的な調査と補償を求める決議案の採択を要求した⁽³¹⁾。さらに、九二年五月一五日に終わった第七回日朝交渉で、朝鮮人・韓国人が戦前・戦中に受けた被害に対する補償を日本政府と企業が行うよう要求し、北朝鮮側は戦後補償問題を日朝交渉で全面的に提案してきたのである。

北朝鮮側からの強制連行問題の提案に対して、日本側は「日本人妻里帰り問題」を逆に提案した。この問題で日本側は、家族の事情などから実現を急いでいる二人の日本人妻リストを北朝鮮側に手渡すとともに、消息不明の一人について安否調査を求めた。日本側団長の中平立大使は「人道上の問題であり、高齢になっているので一日も早く里帰りを実現してほしい」と求めている。これに対して北朝鮮の李三魯大使は、日本軍慰安婦問題や強制連行問題など、日本側が人道上の問題を放置していると強く批判した。

このように九〇年代、北朝鮮は日朝国交交渉の最中、従軍慰安婦や強制連行問題などの戦後補償問題を打ち出し、韓国との共助で日朝交渉を有利に運ぶための「日本包囲網」を作ろうとした。ところが、北朝鮮は、九〇年代初頭、韓国で元日本軍慰安婦らの訴訟が続出しているとき、この問題に沈黙し続けてきた経緯がある。日韓協定（一九六五年）のような基準がないため、個人的な訴えが政府間交渉を混乱させることや、「補償議論より、日本が過去の蛮行を認めて謝罪するのが先」という原則論的な立場がその背景にあったからだと見られる。また、

これには「結果的に祖国を裏切った志願兵たちよりも独立に命をかけて死んだ人々への補償が優先される」という「抗日国家」の論理が作用していたからである。

九〇年代の日朝政府間交渉で、北朝鮮は「日韓方式」に反対の意思を表明し続けたが、実際日朝交渉は「経済協力方式」に補償の意味をどう盛り込むかの問題に集約されていた。北朝鮮は九〇年はじめの日朝国交正常化交渉の最中、すでに具体的な請求額の提示を日本に求めたことがある。九二年四月一七日、北朝鮮側代表団の新団長に就任した李三魯氏が、平壤市内で、日本人記者団との会見で「日本の植民地時代に犠牲となった五〇〇余万人の強制連行、従軍慰安婦を初めとする朝鮮人民の受けた被害は、計り知れないものだ。日本政府は心からこうした過去を謝罪するとともに、責任をもって過去に対する補償額を提示すべきだ」と強調していたのである。³²⁾

このように、北朝鮮は九一―九二年の交渉で、第五回会談以降、交戦当事国としての賠償や戦後四五五年の補償に関して要求せず、広い意味の植民地支配に対する人道的な「補償」を要求し、姿勢の変化を見せた。それは東欧社会主義体制の崩壊やソ連の解体、そして経済の疲弊状況から脱皮するため、北朝鮮側が早期の日朝国交正常化路線を選択していたからである。また、日朝国交正常化交渉で、補償問題を強調することで「不当な日韓協定を乗り越え、日朝交渉をアジア全体の見本に」という韓国社会を意識した対南世論戦を意図していたとも見られる。

但し、北朝鮮体制の特徴から、最高指導者以外が「補償方式」を撤回し「経済協力」方式を採用することはできなかった。結局、二〇〇二年の日朝首脳会談で、北朝鮮の最高指導者金正日が「経済協力方式」による日本の植民地支配問題の解決を公式に認めた。冷戦時代、早期日朝国交正常化のために金日成主席が「請求権を放棄」できたことと同じく、最高指導者金正日同志だけが「経済協力方式」を受け入れることができたのである。

四 「経済協力+国家補償」の方式へ

(一) 経済協力方式としての請求権解決

一九九二年日朝国交交渉が決裂し、二〇〇〇年六月の南北首脳会談をきっかけに日朝交渉が再開されたが、何の進展も見られないまま終わった。日朝交渉の再開に向けて画期的な転換をもたらしたのは、二〇〇二年九月十七日の歴史的な日朝首脳会談であった。この会談で小泉首相と金正日総書記はトップ外交を通じて日本人拉致問題、安全保障問題、両国間の修好交渉、そして対日請求権問題に対して原則的に合意に至った。

第一に、日本人拉致問題に対して、金正日国防委員長自らが日本の首相に謝罪し、責任者を処罰したと語った。それ以降、日本政府の発表により、一〇件一五人の内、「八人が死亡、五人生存、二人行方不明」が明らかになった。³³そして、一〇月一五日、拉致被害者五人が帰国することとなった。

第二に、安全保障問題に対して、金正日国防委員長は「核問題解決のための国際規約の尊重」「ミサイル発射実験の凍結時限の延長」を約束する果敢な決断を見せた。拉致問題と核問題において北朝鮮は大幅の譲歩をしたと言える。

第三に、対日請求権問題に対して、一九六五年の日韓基本条約と同様の経済協力方式による解決に原則的に合意した。北朝鮮がなぜ経済協力方式を受け入れたかについては、第一次日朝首脳会談直後の二〇〇二年一〇月二四日、北朝鮮の外務省アジア局朴龍淵副局長（日本担当）が、「過去清算の問題は『補償』として解決しなければならぬが、平壤宣言で日本の首相が過去への謝罪を述べているので、日本側の難しい事情などを考慮して経済協力方式を受け付けることにした」と説明している。³⁴

この平壤宣言の合意は、今後日朝会談における対日請求権交渉の基本枠を規定していることでも重要であ

る。これは基本的に一九六五年の日韓基本条約の財産請求権交渉の内容が日朝国交正常化過程にもそのまま適用されるということの意味する。一九六五年の財産請求権方式とは、日本が植民地支配への補償と関連して、有償、無償で全体総額を支払って、その支払いの結果をもって財産請求権問題が解決されるということの意味する。

北朝鮮が補償要求を撤回し、経済協力方式による財産請求権の解決案を受け入れた以上、これから「補償額」は、日本政府の政府開発援助の性格になることを意味する。今後、日本が北朝鮮へ経済協力ないし財産請求権の名目で支払う金額がどれほどになるのが、日朝交渉の主な争点になるだろう。現在まで公式的に日朝交渉での金額が議論されたことはほとんどないようである。日韓のシンクタンクやメディアによれば、五〇億ドルから一〇〇億ドルの予測が報道されている⁽³⁵⁾。

北朝鮮はこの経済協力方式のなかに、どれほど「補償」としての金額を増やすのかに興味を持っているだろう。北朝鮮は二〇〇四年、対日特別声明を発表して以来、従軍慰安婦問題や強制連行問題などの戦後補償を強調していくとともに、あらたな戦後補償の様々な課題に取り組んでいる。これには「補償金」の性格とその金額を増やす狙いがあるだろう。

ところが、ここで注目すべきことは、北朝鮮は「個人」補償には一切言及していないことである。北朝鮮は植民地支配の清算ための補償を要求するが、それは個人への補償ではなく、「国家への補償」を考えているからであろう。

(二) 日本人拉致問題の長期化と「国家補償」の要求

北朝鮮は第一次日朝首脳会談で日本人拉致問題を認めて、経済協力方式を受け入れることで日朝国交正常化における障害物を取り除こうとした。日本人拉致問題と日本軍慰安婦問題が平行線を辿っている中、北朝鮮が日本

人拉致問題を認めた後、同じ人道的な問題である日本軍隊慰安婦問題と強制連行などの問題で日本を批判する北朝鮮の立場が非常に弱くなっていく。それゆえ日本側にだけ補償を要求することができなくなることを考慮すると、北朝鮮側は、経済協力方式で植民地支配問題を解決しようとしたと見られる。要するに、日本人拉致問題の認定と経済協力方式の受け入れは、国交正常化のために北朝鮮が戦略的に選択をせざるを得なかった取引であったのである。

北朝鮮当局は、苦悩のあぐく日本人拉致問題を認めて日本の総理に謝罪すれば、日本側がそれに相応する措置を取ると予想したと見られる。しかし、拉致問題の認定は、日本国内に衝撃をもたらし、日本の世論は北朝鮮に対する強い反感と拉致被害者救出という強攻で排外的な方向へと展開していくこととなった。その影響で、日朝国交正常化交渉は、経済協力方式による国交正常化プロセスを実現できず、交渉は途中で中断せざるを得なかった。日朝両国は、二〇〇四年、第二次首脳会談を通じて平壤宣言の再確認と拉致被害者問題に対する協力に再意したが、日本国内の世論や北朝鮮に対する政策の転換をもたすまでには至らなかった。

結局北朝鮮は、日本側の拉致問題解決要求をけん制するために、再び日本植民地時代の戦後補償問題を交渉のカードとして持ち出すことになった。北朝鮮は、日本植民地時代の研究書籍の発刊、⁽³⁶⁾朝鮮人強制連行への「謝罪と補償」を要求する集会などを開きながら、戦後補償全般の問題を日朝交渉のなかで取り扱うことを強く要求し始めた。⁽³⁷⁾

第一次日朝首脳会談の直後である二〇〇二年一〇月二八日、朝鮮人強制連行真相調査団（日本人側代表…鈴木二郎・東京都立大学名誉教授）は日本国内や米国、韓国、北朝鮮で集めてきた朝鮮人強制連行者名簿二三十万人分を公開した。これに対して翌年九月、朝鮮総連は日本市民団体との共催で強制連行の犠牲者を悼む行事を開いて、日本政府への補償要求を強めた。

また、第二次日朝首脳会談後にも早期日朝関係正常化の道が遠ざかると、二〇〇六年二月六日、三年三ヶ月ぶりに再開された日朝国交正常化交渉で、日本代表（原口幸市）が「過去の清算は経済協力方式で行いたい」と述べると、北朝鮮代表（ソン・ヒルホ）は「被害者である我々は加害者である日本に被害補償を求める権利がある」と応え、公式な経済協力方式とともに、別の「謝罪と補償」を要求してきた。これをここではいわゆる「国家補償」方式と名づけよう。

北朝鮮としては最高指導者金正日総書記の署名した平壤宣言を白紙状態に戻すことは考えにくい。改めて「国家補償」を要求したのは、日本人拉致問題への対抗とともに、経済協力方式を補うための北朝鮮の戦術とみられる。また、韓国でノ・ムヒョン大統領の当選以降進められていた日本植民地時代の「親日派」に対する過去清算の動きに対応して、韓国と共同で日本の植民地問題を世論化し、同時に韓国社会をけん制するという二重の意味もあったと言えるだろう。

北朝鮮は日朝交渉において、財産請求権の問題を経済協力方式で受け入れ、二回目の首脳会談でもそれを確認している。だが、北朝鮮は植民地支配に対する補償問題は未だに解決されていないと主張している。その未解決という補償問題とは個人請求権の問題であるが、北朝鮮が個人請求権を要求したとしても、それは日本国家を相手にする個人の訴訟権を北朝鮮が認めることは想像しにくい。結局北朝鮮は「国家への補償」の形で植民地支配に対する請求権問題の最終解決を狙っていると見られる。その国家補償の形は具体的な金額として解決される可能性が高く、どれほど具体的に戦後補償問題の個人請求権を日本に突きつけるかにかかっている。

現在、日本軍慰安婦問題や強制連行問題以外にも、日朝関係における戦後補償問題として朝鮮人軍人軍属未払い賃金問題や供託金問題³⁸⁾などがある。日本政府は六五年の日韓条約にもとづく請求権協定で、韓国人の元軍人軍属の未払い賃金などの財産権は放棄されたとの見解を繰り返している。北朝鮮との国交正常化交渉の過程で、こ

のような個人請求権の問題をどう処理するかは非常に注目される課題である。さらに徴用朝鮮人の遺骨返還問題⁽³⁹⁾や被爆者問題⁽⁴⁰⁾なども北朝鮮が「経済協力+国家補償」方式として要求してくる「国家補償」の対象として検討される可能性は高いだろう。

五 結 論

以上北朝鮮の対日接近政策が実施された一九五〇年代、七〇年代、九〇年代、二〇〇〇年代という転換期を中心に、北朝鮮の対日請求権交渉がどう変化してきたのか、その過程を分析してみた。請求権交渉は今後日朝国交正常化以降にも、日朝関係における歴史問題に重要な影響を及ぼすに違いないだろう。

五〇年代、北朝鮮は韓国より先に日本との国交正常化運動を実施した。戦後復旧のために日本から経済的協力を得るための実利的な目的もあったが、北朝鮮は日本との国交樹立を通じて朝鮮半島で唯一の正統性を持つ合法政府として認定され、韓国を孤立させようとする狙いもあった。この時期に北朝鮮は、貿易や交流による日朝国交正常化を模索する段階だったので、対日請求権という植民地清算の課題を日本側に直接的に申し立てたことはなかった。

北朝鮮が対日請求権問題を直接的に取り上げ始めたのは、六五年日韓国交正常化会談が本格化した時期である。抗日武装闘争の伝統によって国家が樹立されたという北朝鮮の歴史認識は日本に対する国家賠償をその原則にしていた。日韓会談が、日本の植民地支配に対する謝罪が明文化されずまた対日請求権交渉が経済協力方式で合意されたとき、北朝鮮は、日韓条約を「売国的な第二の乙巳条約」と強く批判した。また、植民地支配の範囲を南北に分けることを受け入れることができないと言い、北朝鮮は統一以後に請求権交渉を行うことを主張した。

七〇年代、北朝鮮は日中国交正常化という国際情勢の変化に合わせて、一時的に国家賠償をあきらめることもあったが、日朝交渉で国家賠償を公式的に撤回したのは、九〇年代の日朝国交正常化交渉の過程である。

九〇年代、冷戦終結と経済危機という、北朝鮮を取り巻く国内外の情勢変化の中で進められた日朝国交正常化交渉は、基本的には六五年日韓基本条約の大きなフレームを脱することができなかった。日本植民地時代の請求権問題に対して、北朝鮮は九〇年三党共同宣言ですでに国家賠償を要求せず、謝罪と補償に焦点をあてていた。北朝鮮は、九〇年代から始まった日本軍慰安婦や強制連行のような戦後補償問題を日朝交渉で日本側につきつけることで、請求権の問題に「補償」の性格を反映させようと強く主張したが、日本は日本人拉致問題と日本人妻の里帰り問題でこれに対応した。

結局日本人拉致問題が既成事実化されて、米朝間の核問題をめぐる交渉も長期化すると、北朝鮮は二〇〇二年日朝首脳会談を通じて、日本人拉致問題と経済協力方式による対日請求権問題の解決を認める政策の転換を選んだのである。日本軍慰安婦問題及び強制連行など過去の歴史問題に対する謝罪と補償を認めない日本に対して、拉致問題を認めるなど人道的な側面での正当性を失った北朝鮮は、以後対日請求権交渉においてもその正当性を主張せず、経済協力方式による請求権問題解決を受けざるを得なかったのである。

日本人拉致問題の認定によって予想を超えて日朝交渉における人権問題がテーマになってくると、北朝鮮は、戦後補償問題を再び日朝交渉のカードとして使いながら、「経済協力方式＋国家補償」の新しい政策を駆使している。北朝鮮が対日請求権交渉で主張している戦後補償の要求は、決して個人補償ではない。個人請求権を国家が代理遂行するいわゆる国家補償を要求している。

それは、北朝鮮社会が個人と共同体が分離して存在していない、いわゆる「運命共同体」という社会の特殊性に起因することもあるが、国家間の交渉に個人が介入してもたらず混乱を避けようとする意図でもあろう。

対日請求権交渉において、北朝鮮は、賠償、補償、経済協力方式に引き続き、国家補償という新しい形態の対日カードを持ち出している。日本人拉致問題の登場以降、北朝鮮の対日請求権交渉がこのような戦後補償問題を活用する連続的な面があるという点を考慮すれば、今後北朝鮮は、軍人及び軍属の未払金、供託金、被爆者、シベリア抑留者問題など現在日韓関係において争点になっている大体の戦後補償問題を、国家補償の対象として取り上げる可能性が非常に高いと言える。

国家補償の要求を通じて、どれほど個人補償への道が開かれるかはいまだに未知数である。一九六五年日韓国交正常化後、韓国の軍市政権において国家主導によって被害者の一部へのみ補償が行われていたことは、現在の日韓における様々な戦後補償問題とも関係している。日朝関係の請求権交渉においても、あいにく六五年日韓会谈と同様に「経済協力方式」を踏襲するようにはなっていない。だが、その中身の運用において、北朝鮮の主張のように「国家補償」の形になる場合、将来日朝関係においても個人請求権の行使による戦後補償問題が新たに台頭する可能性が非常に高い。

北朝鮮と日本政府は一日も早く日朝交渉に応じ、誠実に過去清算問題に取り組む必要がある。しかし、その過去清算には両国の利益よりも、不正な日朝関係の被害者を中心に置く考えが必要であろう。日朝の不正な関係が在日朝鮮人の帰国運動や日本人妻の永久帰国、日本人拉致問題など冷戦期の対立時代に個人の人權を侵害した上で成立していたことから、脱冷戦時代の現在、個人の人權と権利問題を解決する方向へと日朝の「正常」な関係を推進していく必要があるだろう。

(1) 申貞和『日本の北朝鮮政策（一九四五―一九九二）——国内政治力学の観点から』（博士論文）慶應義塾大学大学院法学研究科、二〇〇〇年、三五頁。

- (2) 国会議事録『平和条約及び日米安全保障条約特別委員会』一九五一年一〇月二〇日。
- (3) 国会議事録『衆議院本会議』一九六〇年十二月二日。
- (4) 「朝鮮民主主義人民共和国政府の政綱」『金日成著作集四』朝鮮・平壤外国文出版社、一九八四年、四〇三頁。
- (5) 南日外務相は声明を通じて、北朝鮮人民は、「日本人民をあらたに軍事的冒険に利用しようとする米国政府の戦争政策に反対している」と言いながら、「まず相互利益に合致する貿易関係と文化的連携を設定することを希望」している（高峻石『戦後日朝関係史』田畑書店、一九七四年、一八四頁）。
- (6) 日韓会談を始めながら李承晩大統領は、「我々が日本に一番要求するのは……過去の非行に対する反省と、この時点以後私たちと公正に対面するという新しい覚悟とこれと関連した具体的で建設的な証拠」と強調した（ハン・サニル『第五次日韓会談と請求権問題』国民大学日本研究所編『議題でみた韓日会談』ソニン出版、二〇一〇年、一七五頁）。
- (7) 李承晩政権は政府樹立直後の一九四九年九月に「対日賠償要求調書」を作成して、日韓会談開始以前から賠償方式による両国間の被害補償問題を解決しようと思った。その内容の一部が一九五一年二月二〇日の第一次日韓会談で「対日八項目要求」として提出され討論された。日本は同会談でいわゆる「逆請求権」を主張した。対日八項目は会談が繰り返されるうち、少しずつ修正されたが、主な内容は次のようである。(一)文化財及び金・銀を返還、(二)一九四五年八月九日現在、朝鮮総督府に対する日本政府の債務、(三)一九四五年八月九日以後、韓国から振込みまたは送金された金元、(四)一九四五年八月九日現在、韓国に本店を置いた法人の在日本財産、(五)韓国人あるいは韓国法人が所有する日本機関発行国債・公債、日本銀行券、被徴用韓国人労働者に対する債務及び請求権、(六)韓国人または韓国法人の日本法人によって発行された株式または有価証券の所有権、(七)一九四五年八月九日現在、日本領海に位置した韓国船舶及び日本領海で発見された船舶、(八)上述の財産及び請求権部分で生じたもの及びこれから生ずるすべての利子分（ハン・サニル、前掲書、一九六頁）。
- (8) 一九六〇年一〇月二七日、兪鎮午首席代表が自民党実力者の一人である船田中議員を訪問したとき、彼は「韓国請求権問題は経済協力という形態で解決することができる」と提案し、民主党政権との交渉の中ですでに請求権の金額問題が報道されていた。朴正熙政権の登場以後行われた一九六二年八月二四日の政治予備会談で、韓国側の首席代

表ベイファン大使が六億ドルを提示している。これは当時の韓日会談は第五次会談の延長線上で行われていると言える（ハン・サンイル、前掲書、一八四頁）。

(9) 「日本政府と朴正熙一味間のどのような合意も無効である」『月刊朝鮮資料』一九六五年三月号、一四頁。

(10) 同右、一五頁。

(11) 「全民族が団結して犯罪的韓日会談を粉砕することについて」『月刊朝鮮資料』一九六五年六月号、一四頁。

(12) 同右、一六頁。

(13) 「日本の共同通信社と日本経済新聞記者の質問に対する金日成首相の回答」『月刊朝鮮資料』一九六五年五月号、三四～三七頁。

(14) 小此木政夫『日本と北朝鮮——これからの五年』PHP研究所、一九九一年、九八頁。

(15) 『金日成著作集二七』朝鮮・平壤外国文出版社、一九八四年、四一七頁。

(16) 「金日成・我が党の主体思想と共和国政府の対内外政策の幾つかの問題に対して」（毎日新聞記者らが提起した質問に対する答え）『労働新聞』一九七二年九月一九日。

(17) 李泳采「冷戦終結以降の北朝鮮の対日外交」小此木政夫編『危機の朝鮮半島』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、三一八～三一九頁。

(18) 日中国交正常化交渉が行われている最中、北朝鮮は、一九七二年一月二三日、日朝友好促進議員連盟の代表団（团长・久野忠治・自民党）を受け入れ、二五日には、朝鮮国際貿易促進委員会との間で「日朝貿易促進に関する合意書」（日本側は日朝貿易会との連名で）を調印した（高峻石、前掲書、一九八頁）。この結果、一九七二年、日朝貿易は、日本側輸出九〇四四万三千ドル、同輸入三八三万一千ドル、合計一億三二七五万四千ドルとなり、前年の合計五千万ドルから一億ドル台へ大きく飛躍したのである（『北朝鮮の現況一九九八』ラジオプレス、一九九八年、二二三頁）。

(19) 一九七三年七月三〇日、日朝文化交流協会と朝日新聞の招請で北朝鮮国立万寿台芸術団が来日して、東京文化会館で公演を行った。当時同代表団の尹基福团长は、金日成の提唱した「高麗連邦共和国」の正当性を強調するとともに「日韓基本条約の無効性」を主張したことで、法務省が「政治活動」と認め、在日保証人の朝日新聞に警告を行っ

- た(『朝日新聞』一九七三年七月三〇日)。
- (20) 朝鮮問題研究所『動きはじめた朝・日政府間交渉』(月刊朝鮮資料別冊)、一九九一年、三四～三五頁。
- (21) 『朝日新聞』一九九一年五月二三日。
- (22) 『朝日新聞』一九九一年一月一九日。
- (23) 高崎宗司『検証日朝交渉』平凡社新書、二〇〇四年、四三～四八頁。
- (24) 同右、四九～五〇頁。
- (25) 一九九〇年六月、参議院予算委員会で政府側の労働省職業安定局長が、「慰安婦」は「民間業者が軍とともに連れ歩いた」「実情の調査はできかねる」と証言すると、翌年八月、韓国入女性金学順氏が自分が日本軍慰安婦であったことを証言し、日本で訴訟にまで発展した。『朝日新聞』は防衛研究所の資料を土台に日本軍が組織的に慰安所の開設に関与したということを報道し(『朝日新聞』一九九二年一月二一日)、加藤紘一官房長官は日本軍の関与を認め、一九九二年一月には韓国を訪問した宮沢喜一首相も公式に謝罪した。さらに日本政府は、一九九二年七月六日、一二七件の調査結果を公表し、政府の直接関与を公式に認め、翌年一九九三年八月四日には、第二次調査結果の発表とともに、河野洋平官房長官が談話のなかで被害者に「お詫びと反省の気持ち」を表明し、補償に代わる「措置」の検討を明らかにしたのである。
- (26) 一九九一年五月、東京で開かれた国際シンポジウム(「アジアの平和と女性の役割」)に参加していた南北代表(北朝鮮代表側・呂鶯九・最高人民会議副委員長)は、「南北共同でとりくもう」と合意していた(『朝日新聞』一九九一年七月三一日)。
- (27) 『朝日新聞』一九九二年一月三二日。
- (28) 高崎宗司、前掲書、五一頁。
- (29) 『朝日新聞』一九九〇年八月七日。名簿の中には、旧日本軍に加わった朝鮮人の軍人・軍属や戦地に派遣された従軍慰安婦は含まれていなかったことで、韓国政府は改めて名簿を要求していた。
- (30) 『朝日新聞』一九九二年二月二日。
- (31) 『朝日新聞』一九九二年八月七日(朝刊)、一九九二年八月一三日(夕刊)。

- (32) 『朝日新聞』一九九二年四月一七日。
- (33) 『朝日新聞』二〇〇二年一〇月二日。
- (34) 『朝日新聞』二〇〇二年一〇月二四日。
- (35) 李元徳「韓日基本条約と北朝鮮問題」『議題でみた韓日会談』前掲書、三三六頁。
- (36) 北朝鮮は、『二〇世紀特大型犯罪日本軍性奴隷制度』（科学百科事典出版社、二〇〇四年）、『朝鮮で日帝が敢行した人的資源略奪蛮行』（科学百科事典出版社、二〇〇五年）などの書籍を出版している。この書籍はほとんど韓国や日本の資料を多く引用して、強制徴兵、強制徴用、日本軍慰安婦の問題を取り上げている。本の目的として、「日本政府が過去清算を回避している条件で日帝の人的資源の略奪犯罪を明らかにする問題が時代的要求となっている」と述べている（『朝鮮で日帝が敢行した人的資源略奪蛮行』、科学百科事典出版社、二〇〇五年、三頁）。
- (37) 北朝鮮の外務省報道官は、二〇〇三年一月一日に声明を発表し、日本植民地時代の人権被害に対する補償問題を討議するための日朝政府間協議を可能な限り早い時期に開催することを要求してきた（『朝日新聞』二〇〇三年一月一二日）。
- (38) 日本植民地時代、労働者として連行された朝鮮人たちの賃金が未払いのまま終戦を迎えて放置されている問題。四六年に厚生省通達が出され、未払い賃金が各地の法務局に供託されている（ハンドブック戦後補償編集委員会『ハンドブック戦後補償』梨の木舎、一九九二年、三〇頁）。
- (39) 『朝日新聞』二〇〇五年九月二九日。戦時中、日本の植民地だった朝鮮半島の出身者が、徴用などで軍需工場や鉱山などに動員され、旧日本軍の軍人・軍属にもなった。事故や空襲、病気などで死亡した人のうち、今も日本の寺院などに多くの遺骨が残されていると見られる。日本政府は二〇〇四年末の韓国政府の要請を受けて調査、地方自治体などから二〇〇六年六月までに寄せられた計一六六九人分の遺骨情報を韓国側に伝えた。個人の身元が分からない例も多く、返還までには曲折が予想される（『朝日新聞』二〇〇六年七月二五日）。しかし、国交がない関係で北朝鮮出身者の遺骨問題はいまだに未解決の状態である（参考…内海愛子、上杉聰、福留範昭『遺骨の戦後』岩波書店、二〇〇七年）。
- (40) 二〇〇八年六月に北朝鮮を訪問した原水禁訪朝団（団長…向井高志・原水禁副議長）の調査によると、広島、長

崎で被爆し、その後北朝鮮に渡った朝鮮人被爆者のうち八割がすでに死亡し、生存する三八二人も健康不安を抱えているという。現地の「反核平和のための朝鮮被爆者協会」が国家機関と連携して算出。二〇〇八年六月まで判明した被爆者一九一人のうち、〇七年末までに一五九二人が死亡したという（『朝日新聞』二〇〇八年七月一日）。